

旧海田公民館不用物品  
即売会実施要領  
(令和5年10月実施)

海田町企画部財政課

## 1. 売払の概要

### (1) 日時

令和5年10月7日(土) 10時～15時(入場受付は14時45分まで)

【受付開始時間】海田町内在住者 10時～

海田町外在住者 12時～

※10時～12時までは海田町内在住者を対象としますので、町外在住者は購入できません。

### (2) 場所

旧海田公民館(海田町中店9番31号)

### (3) 方法

当日即売を行います。

現地にて現物を確認し、購入希望の物品がある場合には、各物品に設定されている売却価格を御確認の上、会場内の精算所で代金をお支払いください。

(納入通知書に住所氏名を記入していただきます。)

※ 郵送、電話による受付はできません。

※ 代金の後納や現金以外(クレジットカードやキャッシュレス決済など)でのお支払いはできません。

※ 釣銭が不要となるよう小銭の準備をお願いします。

※ 持ち帰り用の袋等はありませんので、購入者において準備をお願いします。

### (4) 対象者

不用物品を購入できる方は、個人又は法人(公共的団体含む)です。海田町外在住の方も対象です。(受付開始時間は異なります。)

#### 【購入できない方】

次のいずれかに該当する方は、購入ができません。

(1) 契約を締結する能力を有しない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2項から第6項までの規定に該当する者

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

(4) 売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする者

(5) 前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めた者

(5) 当日の流れ（10時～12時までは町内在住者のみ購入可）

①来場受付

②物品の現物を確認のうえ、購入希望の物品（移動が容易でないものについては、物品に貼付しているカード）を1階精算所に持ち込む。

③納入通知書に住所氏名を記入のうえ、代金を会場内の精算所で支払う。

④物品を引き取る。※購入した全ての物品を15時までに搬出してください。

## 2. 売払物品について

「別紙 売払物品一覧」のとおり

※10月2日以降にホームページで公開します。

## 3. 物品の公開

(1) ホームページ

令和5年10月2日（月）から令和5年10月7日（土）まで

海田町ホームページ

トップページ>事業者の方へ>入札・契約>不用物品売払

>旧海田公民館不用物品売払

(2) 当日会場

令和5年10月7日（土）10時から15時まで

（入場受付は14時45分まで）

## 4. その他留意事項

(1) 物品にかかる注意事項

- ・物品は現状有姿での引き渡しとなります。
- ・数に限りがありますので、売り切れの場合があります。
- ・職員による物品の説明はありません。
- ・物品のクリーニングは行っておりません。
- ・物品には、使用の経年劣化による破損箇所や傷、汚れ等があります。
- ・物品は閉館時まで使用していましたが、従来の性能、安全を保障するものではありません。
- ・専門家の調整や一部修理を要する場合がありますが、修理費用等については、海田町は一切負担しません。
- ・電気製品等について、当日の動作確認はできません。
- ・物品の部品が欠損している場合があります。
- ・購入後の不良に対する苦情には応じかねます。
- ・引き渡しは会場にて行い、運搬等の一切の費用及び手続きは、購入者の負担となります。
- ・搬出の作業中に破損した場合、引き渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金や補償、物品の返品等は一切受け付けません。

(2) 会場にかかる注意事項

- ・会場内にお手洗いはありません。織田幹雄スクエア（〒736-0066 海田町中店8番24号）のトイレを使用してください。
- ・会場内に冷暖房設備はありません。
- ・お車でお越しの場合は、旧海田公民館前駐車場に駐車し、駐車場内は徐行してください。
- ・引取に使用する車両はできるだけ軽量なものとしてください。

(3) その他

- ①古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第2項第1号又は第2号に該当する者が、転売目的で購入する場合、古物営業法上必要な資格を有するとともに関係法令を遵守すること。また、売却の際は海田町が所有していた履歴が明らかとなる表示類等を抹消すること。
- ②不用品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないこと。
- ③売払い対象物品の公開後、公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払い対象から除外することがあります。

**【問い合わせ先】**

〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

海田町企画部財政課

電話：082-823-9201